

若年者を狙った悪質商法が後を絶ちません。若年者がトラブルにあうことを未然に防ぐためにも、悪質商法の手口を知り、いざというときは冷静に対処しましょう。

マルチ商法

商品を購入して会員になり、その商品を知人に紹介すれば利益が 得られるなどと勧誘し、一定の紹介料が得られる連鎖販売取引。



副業・バイト詐欺

「簡単・短時間で高収入」などと強調して「登録料」「研修費」などの名目でお金を要求するも実際に仕事はなく最悪の場合、犯罪に加担する仕事を強要されるケースも。



通信販売のトラブル

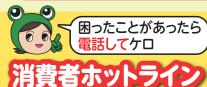
「お試しで購入したつもりが、実は定期購入だった」「海外の通販で購 入したら商品が届かず返金にも応じてもらえない」などのトラブル。



霊感商法

霊感等があるかのように思わせて、不当に高い値段で物を売り込 んだり、「祈とう料」などの名目で、金品を要求したりします。





困った時は一人で悩まずに、消費生活センターに相談を!

山形県消費生活センター

最上消費生活センター

023-624-0999 0233-29-1370

置賜消費生活センター

庄内消費生活センター

0238-24-0999 0235-66-5451

2188

消費者被害にあわないための

心得五心杀

- つらないものは「いりません」と、きっぱり断る
- 二 タダほど高いものはない
- 三うまい話は、まず疑う
- 四 その場ですぐ契約しない (通信販売の申込タップは慎重に)
- 五決める前に、だれかに相談

消費者ホットライン188番

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや、 消費生活相談窓口をご案内します。 「リサイク